

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	文化生活部生活衛生課
内線番号	4757

No.	項目	内容
①	処分名	消毒営業従事員証の交付
②	法令名	消毒営業取締条例施行規則
③	法令番号	昭和25年京都府規則第5号ロ
④	根拠条項	第6条第1項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>第6条 営業者は、消毒営業従事員を雇い入れたときは、その住所、氏名、生年月日及び雇入年月日を記載した届書に写真を添えて知事に提出し、消毒営業従事員証(別記様式第3号。以下「証票」という。)の交付を受け、従事中は、これを携帯させなければならない。営業者が営業に従事するときも、同様とする。</p> <p>2 消毒営業従事員又は営業者がその業務をやめたときは、10日以内にその証票を返納しなければならない。</p> <p>3 第1項の届出事項に変更があつたとき又は証票を毀損し、若しくは亡失したときは、その理由を記載し、直ちにその書換え又は再交付を申請しなければならない。この場合において、証票を毀損したときは、その毀損した証票を返納しなければならない。</p>
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届書の内容が消毒営業取締条例施行規則第6条第1項の規定と整合していること。</li> <li>・届出に係る従事員が消毒営業取締条例第5条に規定する消毒主任者である場合は、同条第2項の規定と整合していること。</li> </ul>
⑧	経由機関名	保健所(営業所が京都市外に所在する場合)
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)7日～14日
	経由機関	7日
	協議機関	
	当該処分機関	7日
⑫	問合せ	生活衛生課生活営業係(075-414-4757)
⑬	備考	